No	監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
1	24	+15.14	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	職員住宅に関するコスト情報の把握について	総務部	人事課	県では職員住宅の供給過剰、統廃合に関する課題は認識するものの、解体撤去費の予算が確保できないなどの事情で、統廃合を見送り維持していく方針。ただ職員住宅の維持にかかるコストと土地の処分による売却収入を得る機会を逸することを考慮すれば、予算が確保できないからといってこのまま維持することが却って経済的でないことは明らか。 職員住宅別にどれだけの維持・運営コストがかかるのかを把握する必要がある。そのため公舎別に行政コスト計算書作成するなど、コスト情報を把握するうえで有用となる資料を作成する必要がある。	職員住宅の統廃合については、平成19年度に策定した「職員住宅・独身寮の維持管理方針」に基づき対応しているところである。 なお、ご指摘のコスト情報把握のための資料については、国家公務員宿舎使用料の見直し状況等を踏まえたうえで、関係課とも協議しながら、
2	24	111111111111111111111111111111111111111	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	離職者の住居確保の ための職員住宅の活 用について	総務部	人事課	るとぶわれる。現在ハローワークでも相談窓口や平5回の相談会において情報提供は行ってもらっているものの口頭によるだけである。そこで、離職者の住居確保のため及び職員住宅の有効活用の一つとして	離職者の住居確保については、県のホームページだけではなく、ハローワークのホームページのQ&Aでも案内されており、そこからリンクが貼られている厚生労働省のホームページにおいては、全国の公営住宅の空戸数を閲覧できるほか、入居条件や問合せ先を確認できるようになっている。このように、県のホームページ以外でも、離職者が本制度を知ることはできるため、あえて、県独自にパンフレットの作成等の新たな周知を行う必要性は低いものと考える。
3	24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	離職者の住居確保の ための職員住宅の活 用について	総務部		それでもなお、利用者がゼロである場合には、この制度が本当に必要なものなのか、制度そのものに何か問題はないのか、という点について検討することが必要である。	本制度は、国の要請により、全国的に実施されているものであるため、 利用者がゼロであるからといって、簡単に廃止することはできないが、ご 指摘を踏まえ、離職者が利用しやすい制度となっているかどうかなどに ついて、県営住宅(同じ制度あり)を所管する建築住宅課と連携しなが ら、検討してまいりたい。
4	24	指摘	建物を中心に)の有効活用につ	財産台帳と登記の照 合、未登記物件の把握 について	総務部		財産台帳の内容と現物の内容とが相違しているものがある。このため、 台帳の記載状況と実際の登記内容が異なっている可能性及び未登記 物件が存在している可能性がある。	財産の異動等の際に、財産台帳と登記の内容を確認しており、これまでのところ登記誤りや登記漏れによる問題事案等は生じていないが、今後は、登記年月日不明の物件について、必要に応じて登記内容を確認することといたしたい。

ı	lo 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
	5 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	財産台帳と登記の照 合、未登記物件の把握 について	総務部	総務管理課	財産台帳システムの土地内訳データで登記年月日不明のものが480件あり、この中には愛媛県庁舎や今治庁舎など地籍の大きな物件も含まれている。記載が正しい可能性もあるが、登記漏れや登記に従い台帳記載事項を修正しなければならない事項の存在についても否定できない。プライオリティを決めて重要なものから順次調査し、登記誤り・登記漏れの有無を確認していくことが必要である。	財産の異動等の際に、財産台帳と登記の内容を確認しており、これまでのところ登記誤りや登記漏れによる問題事案等は生じていないが、今後は、登記年月日不明の物件について、必要に応じて登記内容を確認することといたしたい。
	6 24	指摘		未利用財産の一元管 理の必要性について	総務部	総務官理誄	愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第13条第2項によると、「普通財産の管理責任は総務部長であり、ただし、知事において総務部長が管理することを不適当と認める普通財産については、知事の指定する部局の長が管理しなければならない」となっているが、現実には多くがこの「ただし書き」が適用されており、所管課の管理にとどめ置かれていて、規則の本来の趣旨とは異なった状況になっている。	事務取扱規則第13条第2項ただし書きによる「知事において総務部長が管理することを不適当と認める普通財産」とは、 ・処分するため行政財産の用途を廃止した普通財産 ・特別会計に属する普通財産 ・権利による制限又は特殊義務が付着しているもの。 ・隣接地との境界が明確でないもの。 ・登記登録が完備していないもの。 ・登記簿上の地目と現況の地目とが一致していないもの。 ・登記簿上の面積と実測面積とが一致していないもの。 ・登記簿上の面積と実測面積とが一致していないもの。 ・無断使用中のもの。 を指すが、上記に該当しない普通財産については、原則として総務部長に引継いでおり、また、上記に該当する普通財産についても、所管部局において、障害を除去した後、速やかに総務部長に引継いでいるところである。 なお、所管部局において管理している普通財産についても、現状等を 総務部で把握しており、現行の取扱いで特に問題はないと考える。
	7 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	未利用財産の一元管 理の必要性について	総務部	総務管理課	各部局の担当課長で構成される県有財産管理班会議において、遊休 県有財産の処分・管理が行われていることを考えると一括管理すること はそれほど困難であるとは思えない。総務管理課が公有財産に関する 事務の総括を担い、網羅的に処分可能資産を洗い出せる仕組みを構 築して、全庁的観点に立った遊休県有財産の処分・管理計画を策定す べきである。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。
	8 24	指摘		未利用財産の一元管 理の必要性について	総務部		将来的には一度外部の専門家等も交えたプロジェクトチームを結成して全庁の各所管が所有する公有財産を調査して、未利用もしくは低利用の公有財産を洗い出してみてはいかがであろうか。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。なお、「県有財管理推進本部」には、各部局主幹級職員で構成するプロジェクトチームを設置しており、外部の専門家等を交えることについては、今後必要に応じて検討したい。

lo 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
9 24	1 指摘		未利用財産の一元管 理の必要性について	総務部	秘伤官理味	現状のような財政の厳しい中では、多くの県有施設を効率的に管理・利活用することが求められることから、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、県有施設の利活用に関する基本的な考え方や具体的な取組方策を定め、全庁的な共通認識の下で利用調整を行い、県有施設の有効な利活用を推進することが必要となっている中、総務部長のもとに一元管理すべきである。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。
10 24	1 指摘	公有財産(土地・建物を中心に) の有効活用について	全庁的な耐震対応の 取り組みの必要性につ いて	総務部	総務管理課	庁舎及び公共上必要な建築物については、「愛媛県耐震改修促進計画」のなかで平成27 年度末までには耐震化の目標を80%とすることが定められている。その、対策を行うに当たっては、耐震対策手法のほか、庁舎のあり方や、必要な庁舎機能や規模等も合わせて広い見地で検討することが必要である。ただし、県の現状は、各種施設の耐震化の管理はあくまでも各所管レベルで行われている。	県有施設の耐震化については、現在、全国最低レベルの県立学校耐震化を最優先課題とし、平成29年度までの完了を目指して全力で取組んでいるところであり、現下の非常に厳しい財政状況を勘案すると、多くの県有施設について、直ちに耐震改修等の取組みを進めていくことは困難である。 今後の県有施設全般の耐震化については、平成25年11月に策定した「県有財産管理の基本方針」を踏まえて、施設の防災上の重要度、老朽度、利用状況などを基に、緊急度や県立学校の耐震化の進捗状況、県の財政状況等を総合的に勘案しながら、着実に進めることとしている。
11 24	1 指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	全庁的な耐震対応の 取り組みの必要性につ いて	土木部	建築住宅課	庁舎及び公共上必要な建築物については、「愛媛県耐震改修促進計画」のなかで平成27 年度末までには耐震化の目標を80%とすることが定められている。その、対策を行うに当たっては、耐震対策手法のほか、庁舎のあり方や、必要な庁舎機能や規模等も合わせて広い見地で検討することが必要である。ただし、県の現状は、各種施設の耐震化の管理はあくまでも各所管レベルで行われている。	平成19年3月に策定した「愛媛県耐震改修促進計画」については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(いわゆる「耐震改修促進法」)及び国の指針に基づき、公共・民間問わず住宅や建築物の耐震化目標を定めている。その計画の中で県有施設を含む公共的建築物についても、平成27年度末時点での学校、病院、庁舎などの耐震化率を80%に引き上げることを目標にしている。今般、県有財産についての設備投資(長寿命化や耐震化等を考慮した計画的な修繕等)や施設運営に係る維持管理費の最小化等の効率的な運用について、迅速かつ機動的に対応できるよう、総合的かつ一元的な体制を整備することを目的として、県有財産管理推進本部、県有財産プロジェクトチームが設置されており、耐震改修促進法を所管する立場として、参加している。また、施設管理者に対し、耐震改修促進法を所管する立場として、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断義務化など、耐震改修促進法の改正内容と当課の対応方針を説明して所管施設の耐震化を促すなどの説明会を平成26年1月に行うなど、耐震化が促進されるよう対応を進めている。
12 24	‡ 指摘	公有財産(土地・建物を中心に) の有効活用について	全庁的な耐震対応の 取り組みの必要性につ いて	総務部		消防庁国民保護・防災部防災課『防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書』の数値と比較すると、県の公共建築物に対する耐震措置は遅れていると言わざるをえない。愛媛県防災対策基本条例の第21条では「事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。」と規定して事業者に耐震性等を求めている。しかしながら県自らがその取り組みが十分でないのはどうしたことであろうか。	県有施設の耐震化については、現在、全国最低レベルの県立学校耐震化を最優先課題とし、平成29年度までの完了を目指して全力で取組んでいるところであり、現下の非常に厳しい財政状況を勘案すると、多くの県有施設について、直ちに耐震改修等の取組みを進めていくことは困難である。 今後の県有施設全般の耐震化については、平成25年11月に策定した「県有財産管理の基本方針」を踏まえて、施設の防災上の重要度、老朽度、利用状況などを基に、緊急度や県立学校の耐震化の進捗状況、県の財政状況等を総合的に勘案しながら、着実に進めることとしている。

No	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	<b>監査結果</b>	対応状況・方針等
10	3 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	全庁的な耐震対応の 取り組みの必要性につ いて	土木部		消防庁国民保護・防災部防災課『防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査報告書』の数値と比較すると、県の公共建築物に対する耐震措置は遅れていると言わざるをえない。愛媛県防災対策基本条例の第21条では「事業者は、あらかじめ、その所有し、占有し、又は管理する建築物及び工作物等の耐震性又は耐火性を確保するよう努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努めるものとする。」と規定して事業者に耐震性等を求めている。しかしながら県自らがその取り組みが十分でないのはどうしたことであろうか。	施設管理者に対し、耐震改修促進法を所管する立場として、耐震化を促す説明を平成26年1月に行うなど、耐震化が促進されるよう対応を進めている。
14	24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用について	全庁的な耐震対応の 取り組みの必要性につ いて	総務部	総務管理課	に関する津波高、浸水域、被害想定」の発表や、耐震改修を義務化する方向性にある中、全庁的な取り組みとして耐震化の優先順位をこれまで以上に高め、他の経費の削減や遊休資産の売却、借入などの資金調達の方法についても多様な選択肢の中から議論し、実施時期などに関しては全庁的な進行管理を行い、耐震改修の促進を進めていくことが必要である。	県有施設の耐震化については、現在、全国最低レベルの県立学校耐震化を最優先課題とし、平成29年度までの完了を目指して全力で取組んでいるところであり、現下の非常に厳しい財政状況を勘案すると、多くの県有施設について、直ちに耐震改修等の取組みを進めていくことは困難である。 今後の県有施設全般の耐震化については、平成25年11月に策定した「県有財産管理の基本方針」を踏まえて、施設の防災上の重要度、老朽度、利用状況などを基に、緊急度や県立学校の耐震化の進捗状況、県の財政状況等を総合的に勘案しながら、着実に進めることとしている。
15	5 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	全庁的な耐震対応の 取り組みの必要性につ いて	土木部	建築住宅課	東日本大震災以降防災の必要性が叫ばれ、「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定」の発表や、耐震改修を義務化する方向性にある中、全庁的な取り組みとして耐震化の優先順位をこれまで以上に高め、他の経費の削減や遊休資産の売却、借入などの資金調達の方法についても多様な選択肢の中から議論し、実施時期などに関しては全庁的な進行管理を行い、耐震改修の促進を進めていくことが必要である。	施設管理者に対し、耐震改修促進法を所管する立場として、耐震化を促す説明を平成26年1月に行うなど、耐震化が促進されるよう対応を進めている。
16	6 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	本庁舎及び地方庁舎 における耐震対応の必 要性について	総務部	総務管理課	については、震度6強で崩壊する危険性がある状況であり、各地方局において拠点的役割を果たすはずの地方庁舎については、耐震診断すらなされていない状況である。 このため、県民の生命、身体及び財産を災害から守るためにも、また県民生活や地域の社会経済活動への影響を最小化するためにも、本庁舎及び地方庁舎に関しては早急に耐震対応を実施することが必要で	県有施設の耐震化については、現在、全国最低レベルの県立学校耐震化を最優先課題とし、平成29年度までの完了を目指して全力で取組んでいるところであり、現下の非常に厳しい財政状況を勘案すると、多くの県有施設について、直ちに耐震改修等の取組みを進めていくことは困難である。 今後の県有施設全般の耐震化については、平成25年11月に策定した「県有財産管理の基本方針」を踏まえて、施設の防災上の重要度、老朽度、利用状況などを基に、緊急度や県立学校の耐震化の進捗状況、県の財政状況等を総合的に勘案しながら、着実に進めることとしている。

N	。 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
1	7 24	指摘		警察署における耐震対 応の必要性について	警察本部	会計課	南予地域は、南海トラフ巨大地震が生じた際には、甚大な被害が生じることが予想される。このため宇和島警察署をはじめとする南予地域の警察署の耐震化は非常に重要と考えられることから、「本庁舎及び地方庁舎における耐震対応の必要性について」で記載したことと同様に愛媛県危機管理計画や愛媛県防災対策基本条例に定められていることを実行するためにも耐震対応を早急に検討することが必要である。	警察署庁舎は、災害対応の重要拠点となるもので、早期に耐震化を図ることが必要であると認識している。このため、耐震診断結果等を踏まえ、耐震化が必要な警察署庁舎を早期の建替え又は耐震改修実施に区分しているところであるが、県は厳しい財政状況にあることから、平成24年11月に設置された「県有財産管理推進本部」での検討結果等を踏まえて、各庁舎の老朽度合いや耐震強度に応じて、計画的に耐震化を進めていきたいと考えている。
1	8 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	老朽危険空き家の撤 去等について	総務部	人事課	本県は南海トラフの巨大地震の影響も想定されている状況であり、耐震対策等がなされていない物件が今後も放置されることは大いに問題であると言わざるを得ない。危機の発生防止対策のためにも県民の安心・安全の観点から早急に対策を検討する必要がある。	厳しい財政状況の中、老朽建物の撤去費用を確保することは困難であるが、売却を担当する総務管理課と連携のうえ、費用対効果を踏まえながら、引き続き早期売却のための条件整備に努めてまいりたい。
1	9 24	指摘		老朽危険空き家の撤 去等について(2)	総務部	総務管理課	本県は南海トラフ巨大地震の影響も想定されている状況であるため、 当然耐震対策等がなされていない物件が今後も放置されることは大い に問題であると言わざるを得ない。財政が逼迫していることは十分に理 解できるが、危機の発生防止対策のためにも県民の安心・安全の観点 から早急に対策を検討する必要がある。	老朽化した遊休建物については、防災上の観点からも、速やかに取壊すことが適当であることは認識しているが、本県の財政状況を考えた場合、当面の間、取壊しに係る予算を確保することは困難であるため、できる限り早期に売払い等処分ができるよう努力してまいりたい。
2	0 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	老朽危険空き家の撤 去等について(2)	警察本部	会計課		老朽化した遊休建物については、防災上の観点からも、速やかに取壊すことが適当であることは認識しているが、本県の財政状況を考えた場合、当面の間、取壊しに係る予算を確保することは困難である。今後も知事部局との連携を図りつつ、できる限り早期に売払い等処分ができるよう努力してまいりたい。
2	1 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	老朽危険空き家の撤 去等について(2)	総務部	総務管理課	元大野原荘についてはアスベストの問題もあり、その観点からもこの まま放置することは好ましいことではない。	老朽化した遊休建物については、防災上の観点からも、速やかに取壊すことが適当であることは認識しているが、本県の財政状況を考えた場合、当面の間、取壊しに係る予算を確保することは困難であるため、できる限り早期に売払い等処分ができるよう努力してまいりたい。
2	2 24	指摘		元防空監視哨所管換等について	警察本部	소크==	戦前から県警で所管している物件であり、現況は小栗公園の一部となっている。小栗公園の大半部分は松山市が所有している関係で、土地は松山市へ無償貸付を行っている。松山市とは、他にも互いに無償貸付を行っている物件があり、無償貸付物件同士の交換を提案したが、合意に至らず、無償貸付の状態が続いている。現況を考慮すれば、もはや県警本部で管理する意味合いはないため、「普通財産は原則として、総務部長が管轄する」と定められている公有財産及び債権に関する取扱規則に抵触していると言わざるを得ない。このため特段の理由がない以上総務管理課への所管換を行うべきである。	平成25年10月1日付けで、総務部に引継(所管換え)済

N	。 監査 年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
2	3 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元防空監視哨所管換等について	総務部	総務管理課	現況を考慮すれば、もはや県警本部で管理する意味合いはないため、「普通財産は原則として、総務部長が管轄する」と定められている公有財産及び債権に関する取扱規則に抵触していると言わざるを得ない。このため特段の理由がない以上総務管理課への所管換を行うべきである。	平成25年10月1日付けで、警察本部から総務部に引継(所管換え)済
2	4 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元防空監視哨所管換等について	総務部	総務管理課	他自治体との間で無償貸付を行っている物件について、一元的に整理 し、交渉に臨んでいくことが望ましい。	今後、他自治体との間で貸付(有償・無償)を行っている財産を整理したうえで、対応を検討することとしたい。
2	5 24	指摘		遊休地・公共施設等の 有効活用について	保健福祉部	障害福祉課	理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定されている。このため、これらの物件に関しては、当面 自治体自身での活用を検討していくことが必要と思われるが、その所	元松前清流園は、旧重信清愛園の敷地内に整備された「しげのぶ清流園」に移転したため廃止となった。 現在は建物も取り壊され更地になっており、「遊休県有地処分計画」として県 HPの売却リストに掲載して情報公開するなどにより、売却を目指していたとこ 3、25年度に購入希望があり、一般競争入札を行った結果、落札されたものの 契約には至らなかった。 このため、再度、一般競争入札により、売却を目指すこととしている。
2	6 24	指摘		遊休地・公共施設等の 有効活用について	総務部	総務管理課	何より大事なことは県が積極的に未利用県有財産を有効利用しようとする意識である。「常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と言うことを実践していく姿勢が必要である。	平成24年11月に設置した各部局の管理局長で構成する「県有財産管理推進本部」において、県有財産全体に関する維持管理・有効活用・適正保有等の全庁的な指針となる「県有財産管理の基本方針」を平成25年11月に策定したが、今後は、この方針に基づき、県有財産の管理の最適化に向けた取組みを進めることとしている。

No	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	<b>監査結果</b>	対応状況・方針等
27	24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	愛媛県文化交流施設 整備基本構想の取扱 いについて	企画振興部	総合政策課	基本構想は、平成15年8月の土地取得以降何らの進展も見られない。暫定的な土地の利用と言うには、9年という歳月は余りに時間が経ち過ぎている。また、この不安定な状況がいつ終わるのか、現時点でも明らかになっていない。よって、遊休県有地売却処分の基本方針に照らすなら、公用・公共用地としての利用が見込めない物件として、売却処分を検討するのが妥当である。また、「愛媛県の主な構想・計画・指針等一覧」から、基本構想を削除することも必要である。また「電機県の主な構想・計画・指針等一覧」から、基本構想を削除することも必要をある。構想自体が果たして生きているのかどうか。県は、基本構想に対して今一度旗幟を鮮明にする必要があるのではないか。基本構想が生きているのなら、いつまでにどのようにして事業を推進していくかといった実行可能性のある良体案を示し、行動に移していくことが必要である。その結果、公用・公共用地としての主張も可能になる。また、基本構想自体を取りやめ、全く新規に土地の利用方法を策定するのも一つである。基本構想を実施するとなれば、多額の予算が必要になるし、その実現にはかなりの困難を伴う。むしろ、ここ3年内くらいにどうしたいかということを失かれた9年を生み出さないために今求められているのではなかろうか。よって、県が今果たすべきことは、①基本構想が生きているのかどうかについて明らかにすることであり、②生きている場合は実行可能性のある具体案を示し行動に移すことであり、②生きている場合は実行可能性のある具体案を示し行動に移すことであり、③基本構想が生きていない場合は新たな利用計画を策定するか処分を検討することである。ただ、いずれを取るにしても、県が、まな意思決定を広く県民に明らかにする必要があろう。県民文化会館周辺地について、県が公明正大に今後の利用方法あるいは処分方法を明らかにすることが、今後の政策の執行の正当性を高めることになるであろうし、何より、県民の便益が長期に渡り損なわれてきたことへの果たすべき責務であろうと思うからである。	引き続き、社会情勢及び財政状況等を勘案しながら、県都の一等地にふさわ しい利活用を検討する。
28	24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元農業試験場本館建物について	総務部	総務管理課	使用実態を観察する限りでは、未利用物件とするのが相当である。書類備品等の保管という目的であるならば、この地でこれを必ずしも行わなければならない理由は見当たらず、県の保有するその他の施設にも空きスペースが生じていることを考えれば、書類備品等の保管施設を他に移転しても差支えはない。遊休県有地売却処分の基本方針に照らせば、元農業試験場本館建物の敷地部分については、将来においても公用・公共用地として利用する見込みがない土地として、売却処分を進めることが妥当である。	
29	24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	元農業試験場本館建 物について	総務部	税務課	全さんペースが生していることを考えればよ、青規順品等の休官施設を 他に移転しても差支えはない。遊休県有地売却処分の基本方針に照ら サば、三典業計除場大統領地の勘地部分については、将来によいても	元農業試験場本館建物は、書類備品等の保管場所として使用しているが、当該敷地が『愛媛県文化交流施設整備基本構想』の候補地に含まれていることから、当該地単独での処分・利活用は困難であり、構想の方向性が明らかになるまでの間は、当該建物についても現状のとおり暫定的な管理を行ってまいりたい。

No	監査年度	区分	監査テーマ	項目	担当部局	担当課	監査結果	対応状況・方針等
30	) 24	指摘	公有財産(土地・ 建物を中心に) の有効活用につ いて	南町1丁目土地につい て	企画振興部	総合政策課	駐車場管理者と連携し、不法投棄だけでなく、不測の事態が起きないように継続的に注意していくことが必要である。	駐車場管理者と協議し、平成25年10月に、不法投棄等を防止する管理柵を設置している。